

改正後	現 行
<p>(前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の<u>10分の3</u>以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>この場合、前払金に1千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の<u>10分の3</u>から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の<u>10分の4</u>を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の<u>10分の3.5</u>以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>この場合、前払金に1千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の<u>10分の3.5</u>から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の<u>10分の4.5</u>を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。</p> <p>5・6 略</p>